

特別区長会と株式会社
との
「ゼロカーボンシティ特別区」の実現に向けた
連携協定

特別区長会（以下「甲」という。）と株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、「ゼロカーボンシティ特別区」の実現を図るため、以下のとおり、連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲及び乙が、相互に連携して、中小企業の脱炭素化への支援を効果的に進めること等により、「ゼロカーボンシティ特別区」の実現を図ることを目的とする。

第2条（連携事項）

- 1 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、気候変動対策に関すること等、「ゼロカーボンシティ特別区」の実現に関し、協議のうえ、双方が合意した事項に連携して取り組むものとする。
- 2 甲及び乙は、前項に定める事項を効果的に実施・促進するための具体的な取組、方法に関し、協議のうえ、双方が合意した内容により取り組むものとする。この場合において、甲及び乙は、各区の地域実情を踏まえ、当該地域に根差した事業者との連携も考慮するものとする。
- 3 乙は、第1項に定める事項についての取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。
- 4 第1項に定める事項については、甲と乙が自らの責任において誠実に遂行するものとし、この限りにおいて、相手側からの情報等に不正確な点や誤り等があった場合においても、互いに損害賠償を求めることはできない。ただし、甲又は乙に故意・重過失が認められる場合は、この限りでない。

第3条（秘密保持）

- 1 甲及び乙（乙の関係会社を含む。）は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - （1） 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、又は相手方から受領後、自らの故意若しくは過失によらずして公知となったもの
 - （2） 相手方から受領したときに既に保有していたもの、又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
 - （3） 法令により開示を求められたもの
- 2 甲及び乙は、本協定が、第4条又は第5条の規定により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

第4条（有効期間）

本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲及び乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

第5条（解約）

甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに、書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

第6条（協議）

- 1 本協定に定めない事項および本協定の解釈または履行につき疑義を生じた場合は、甲及び乙にて誠意をもって協議のうえ、これを取り決めるものとする。
- 2 甲又は乙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議のうえ、変更を行うものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自1通を保有する。

2023年10月16日

甲：

乙：
